

葛飾区人権施策推進指針

－ 葛飾区 －

はじめに

この度、葛飾区における今後の人権施策の基本的な考え方と、施策の方向性を明らかにするため、「葛飾区人権施策推進指針」を策定いたしました。

人権施策につきましては、国連総会において、昭和23年（1948年）に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれた世界人権宣言が決議されました。以来、今年で60年を迎ますが、この間、国際的に人権尊重の考え方が浸透する中、わが国においても「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」などの条約の批准や「男女共同参画社会基本法」などの法律の制定をはじめとする様々な人権に関する取組みが行われてまいりました。

葛飾区におきましても、平成2年（1990年）に策定した基本構想の中で、「人間性の尊重」をすべての施策の基本としました。そして、平成18年度からスタートした基本計画におきましては、「互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現する」ことを理念に、すべての政策・施策・事業を実施しております。

今後は、この「葛飾区人権施策推進指針」に基づき、啓発事業の充実をはじめ、学校での人権教育の推進、相談事業の実施等、様々な事業を実施し、すべての人々の人権が尊重される明るい地域社会づくりに向けて、努力を重ねてまいります。

区民の皆様方をはじめ、民間団体、事業者の方々には、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この指針の策定に当たり、熱心に議論してくださいました「葛飾区人権施策推進のあり方懇談会」の委員の皆様方、並びに貴重なご意見をお寄せくださいました多くの区民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成20年3月

葛飾区長 青木 勇

目 次

I 葛飾区人権施策推進指針策定にあたって	3
----------------------	---

II 人権をめぐる現状と課題

1 国の状況	7
(1) 国外の動き	7
(2) 国内の動き	7
2 都の状況	8

III 葛飾区の人権施策推進指針

1 理 念	1 1
2 人権課題別の状況と基本認識	1 1
(1) 同和問題	1 1
(2) 男女平等の推進	1 3
(3) 高齢者、障害者、子どもの人権	1 4
① 高齢者	1 4
② 障害者	1 4
③ 子ども	1 5
(4) その他の人権分野	1 6
① 外国人	1 6
② H I V 感染、ハンセン病	1 6
③ さまざまな人権問題	1 6
3 人権施策の充実に向けて	1 6
(1) 啓発事業の充実	1 6
(2) 人権教育の推進	1 7
(3) 相談事業の実施	1 7

IV 推進の方策

1 葛飾区（行政）の役割.....	2 1
(1) 人権尊重の環境づくり.....	2 1
(2) 職員研修の充実.....	2 1
(3) 民間企業等の取組みへの支援.....	2 1
2 区民および企業の役割.....	2 2
3 国・都等との連携.....	2 2
4 推進体制の整備.....	2 2
資料編.....	2 3

I 葛飾区人権施策推進指針策定にあたって

I 葛飾区人権施策推進指針策定にあたって

葛飾区では、平成2年に策定した「基本構想」の中で、「人間性の尊重」をすべての施策の基本として貫いていくこととしました。これまで、同和問題をはじめ、男女平等の推進、子ども、高齢者、障害者など、あらゆる方々に関わる人権問題を解決するために、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえた施策を実施し、一定の成果をあげてきました。しかしながら、今なお、人権に関する様々な課題があり、また、社会が複雑化し、犯罪被害者、外国人、感染症患者、性同一性障害者の方々に対する誤解や偏見などの、新たな人権課題が顕在化するなど、その解決に向けた取組みが求められています。

そのため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする新たな基本計画において、理念に「人権・平和」を掲げ、すべての政策・施策・事業を通じて、「互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現する」ことを明確にしました。

また、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地域の実情を踏まえた、人権教育・啓発に関する施策の策定と実施が、地方公共団体の責務として明示されています。

これらを踏まえ、このたび「葛飾区人権施策推進指針」を策定し、今後の葛飾区における人権施策の方針と、基本的な方向を明らかにいたしました。

Ⅱ 人権をめぐる現状と課題

II 人権をめぐる現状と課題

1 国の状況

(1) 国外の動き

国際連合は、悲劇と破壊をもたらした2つの世界大戦の反省から、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」を、昭和23年（1948年）に採択しました。以来、国連は、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」など、人権を保障するための数多くの条約や宣言を採択するとともに、加盟各国が人権を積極的に保障するようにさまざまな取組みを行ってきました。

平成6年（1994年）には、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、すべての政府に対して、行動計画の実施に貢献すること、人権と基本的自由の尊重の強化のための努力を促進することなどを求めていました。また、平成16年（2004年）には、「人権教育のための世界計画」を宣言し、引き続き人権教育を推進していく必要があるとして、終期を設定しない取組みを行っていくこととしています。さらに、平成18年（2006年）3月の国連総会において、人権問題への対処能力を強化するため、従来の「人権委員会」を格上げした「人権理事会」の設立決議が採決され、同年5月には、国連加盟国による投票により、日本は47カ国の理事国の一つとして選出され、今後は人権分野における国際貢献を一層強化していくこととなっています。

(2) 国内の動き

国内では、昭和21年（1946年）に「基本的人権の尊重」を基本理念の一つとする日本国憲法が制定されて以来、基本的な人権を保障するためのさまざまな取組みが行われてきました。

近年においても、男女平等の分野では、男女共同参画社会基本法の制定（平成11年）や配偶者暴力防止法の制定（平成13年）・改正（平成16年・平成18年）、男女雇用機会均等法の改正（平成18年）など、高齢者の分野では、高年齢者雇用安定法の改正（平成16年）や高齢者虐待防止法の制定（平成18年）など、障害者の分野では、障害者基本法の改正（平成16年）や障害者自立支援法の制定（平成18年）など、子どもの分野では、児童買春・児童ポルノ禁止法の制定（平

成11年)・改正(平成16年)や、児童虐待防止法の制定(平成12年)・改正(平成16年・平成18年)、児童福祉法の改正(平成17年)など、その他の分野では、犯罪被害者保護法の制定(平成12年)、犯罪被害者等基本法の制定(平成17年)、個人情報の保護に関する法の制定(平成15年)、性同一性障害者性別特例法の制定(平成16年)、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の制定(平成18年)など、人権を保障するためのさまざまな法整備を図ってきました。

また、国連で採択された「国際人権規約」(昭和54年批准)や「女子差別撤廃条約」(昭和60年批准)などの各種人権関係の条約も批准してきています。

人権教育の分野においては、平成9年(1997年)には、「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、国連における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じて人権教育を推進すること、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組みを強化すること、また、各分野別重要課題への対応を明らかにしています。

加えて、平成12年(2000年)、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めました。また、同法に基づき、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しています。

2 都の状況

東京都では、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の趣旨を踏まえ、平成11年(1999年)に「人権施策推進のあり方専門懇談会」を設置し、今後の人権施策のあり方について検討を行い、同懇談会からの提言を受けて平成12年(2000年)、「東京都人権施策推進指針」を策定しました。東京都は、この指針に基づき、さまざまな人権問題の解決に向けた人権施策を推進しています。

Ⅲ 葛飾区の人权施策推進指針

III 葛飾区の人権施策推進指針

1 理念

全ての政策・施策・事業を通じて、
互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します。

*葛飾区の人権施策推進指針の理念は、「葛飾区基本計画」の理念に基づいています。

2 人権課題別の状況と基本認識

(1) 同和問題

同和問題は、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、さまざまな形で現れている重大な社会問題であり、昭和40年の「同和対策審議会答申」において、同和問題が、憲法で保障する基本的人権に関わる問題であること、また、早急に解決することが国の責務であり、同時に国民的課題であるということが明らかにされました。

この問題の解決を図るため、国は地方公共団体とともに、昭和44年以来33年間、三度にわたり制定された特別措置法（※1）に基づき、地域改善対策等を実施してきました。その結果、生活環境面においては、かつての劣悪な実態は大きく改善されました。しかし、同和問題に関する差別意識については、解消に向けて進んではいるものの、今なお被差別部落（※2）出身という理由で、結婚を妨げられたり、就職で不利な扱いを受けたり（※3）、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、基本的人権を侵害される事態が発生するなど、同和問題は、依然として根深く存在しています。

葛飾区では同和問題の解決を区政における重要施策と位置付け、法律や答申などを尊重し、様々な施策を実施してきました。昭和48年2月には、葛飾区における同和対策事業の調整や情報連絡の積極的な推進を図ることを目的とし、区長を本部長とした「葛飾区同和対策本部」を設置しました。さらには、昭和50年4月に同和対策担当の副主幹（平成3年に同和対策担当課長、平成12年に人権推進課に改組）を設置し、同和問題を解決するため、啓発活動をはじめ、区の実態に即した各種の事業を展開してきました。しかし、近年においても、区内外で差別落書き等の差別事象（※4）が発生しています。また、葛飾区世論調査（※5）において、「子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合の対応について」の設問に対して、「反対する」と答えた方と、「賛成するが、相手の家族とはあまり親戚付き合いをしない」と答えた方が、合わせて全体の（11.4%）であったということからみても、同和問題の解消に向け、今後も正しい理解を普及するための積極的な啓発活動の推進が必要です。

【用語解説】

※1 (特別措置法) とくべつそちほう

昭和44年「同和対策事業特別措置法」施行、昭和57年「地域改善対策特別措置法」施行、昭和62年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（平成9年、同法律の一部改正施行、平成14年、同法律失効）

※2 (被差別部落) ひさべつぶらく

被差別部落の略称として、一般的には集落を意味する「部落」という用語も用いられます。昭和期以降、行政では、部落問題のことを同和問題というようになっています。同和地区とは、被差別部落を指す行政用語ですが、被差別部落のうち、法律によって国が同和対策事業の対象地区として指定していた地域をいう場合もあります。

※3 (就職や結婚にかかる差別の問題)

昭和50年、全国の被差別部落の新旧地名や戸数、職業等を記載した「部落地名総鑑」の存在が明らかになりました。購入した企業は全国で約200社を数え、就職の機会を奪い、さまざまな差別を助長するきわめて悪質な差別図書として、発行者はもとより、購入した企業の社会的責任が厳しく問われました。

また、同和地区出身者に対する結婚に係る差別意識も根深く残っています。もちろん、障害を乗り越えて結婚する人たちも増えていますが、自分の交際相手が同和地区出身であることがわかった場合、結婚しないという人や、自分の子どもの交際相手が同和地区出身であることがわかった場合、結婚に反対するという親もいます。

※4 (差別落書き等の差別事象)

平成15年から平成16年にかけて、都内に住んでいる同和地区出身者やその住居の周辺住民などに、「殺す」「死ね」というような表現を用い、悪質な差別用語を連ね、誹謗・中傷・脅迫を内容としたはがき等が大量に送られるといった事件が発生しました。この事件の犯人は逮捕され、実刑判決が言い渡されました。

また、区内においては、平成13年から平成16年にかけて、自動販売機や立看板、掲示板などに、同和地区出身者の心を傷つけるような「差別落書き」が計14件発見されました。また、同内容の落書きが、平成18年から平成19年にも発見されています。

※5 (葛飾区世論調査)

「第12回葛飾区世論調査」平成19年度実施、満20歳以上の区民対象、標本数1600。抽出方法は、地域・年代等に考慮の上、無作為抽出。世論調査の概要については資料編を参照。

(2) 男女平等の推進

日本国憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定めています。また、わが国も批准した女子差別撤廃条約では、社会における様々な場面での女性差別の禁止を求めていました。

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に發揮することのできる男女平等社会の実現が、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題であると位置付けています。

しかし、一定の成果は見られたものの、まだ課題も多く存在しています。例えば、昭和60年に男女雇用機会均等法はできましたが、男女の賃金格差や募集・採用、配置・昇進に関する差別などが残り、妊娠・出産を機に休業などで業務に支障が出る等の理由から、退職を迫るなどの行為も生じていました。このため、平成18年、同法は改正され、一見して差別として見えにくい「間接差別」の禁止や、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

一方、職場におけるセクシャルハラスメントや、配偶者等からの暴力、ストーカー行為などの問題も生じています。これらは、女性を対等のパートナーとして見ようとしている男性が加害者となるケースが圧倒的多数となっています。

葛飾区では、平成3年に策定した第三次葛飾区基本計画に「女性の地位の向上」のための施策を体系づけ、その後、基本計画を補完する個別計画として「男女平等社会実現かつしかプラン」(1997年(平成9年))、「葛飾区男女平等推進計画」(2002年(平成14年))を策定し、男女平等社会の実現を目指してさまざまな取組みを行ってまいりました。

また、平成16年(2004年)4月には、男女が互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に發揮し、協力し合う男女平等社会の実現に向けて、「葛飾区男女平等推進条例」を公布・施行しました。

急速な少子高齢化に加え、団塊の世代が大量に定年を迎える時代においては、活力ある豊かで明るい地域社会を創造していくためにも、誰もが、男女の別なく自らの能力をあらゆる場において心おきなく発揮できる環境づくりが重要な課題です。

平成18年度に策定した「葛飾区男女平等推進計画」(第3次)〔19年度～23年度〕に則して、「男女共同参画の促進」、「女性の人権が尊重される社会づくり」、「仕事と家庭生活の両立支援」、「男女が対等に参加するコミュニティづくり」、「推進体制の整備」等の様々な施策を推進していきます。

(3) 高齢者、障害者、子どもの人権

① 高齢者

平均寿命の伸びと出生率の低迷により、高齢化が急速に進行しており、平成26年度（2014年度）には、葛飾区の高齢者数は10万4千人を超え、区民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という、「超高齢社会」が到来すると予測されています。

高齢者の中には、長年培った知識や経験を活かして、社会活動に積極的に参加する人が多い反面、一人暮らしで家に閉じこもりがちな人や、心身機能の低下により自宅や施設で介護を受けながら生活している人もいます。これらの方々については、ともすれば、家庭内・施設等での虐待など、人権侵害の状況が発生する恐れがあります。また、高齢者は、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃借を拒否されたり、悪徳商法の犠牲になったりするなど、様々な不利益をこうむることがあります。

高齢者的人権を守るために、葛飾区では、平成18年度～平成20年度を計画年度とする「高齢者保健福祉計画」において、その理念に「個人の尊厳と自立」を掲げ、「年齢や性別、その他いかなる理由によっても、個人としての尊厳が損なわれることがあってはならない」とし、権利擁護センター事業等の施策を推進しています。また、平成18年に施行された「高齢者虐待防止・養護者支援法」を受けて、平成19年3月に策定した「葛飾区高齢者虐待防止計画」に則して、高齢者が安心して生活できる、虐待ゼロの地域社会づくりを目指していきます。

② 障害者

昨今では、ノーマライゼーション（※1）やバリアフリー（※2）の理念が浸透し、障害者に対する自立支援の取組みや障害や年齢、性別などの違いをこえ、全ての人が暮らしやすいように、まちづくりやものづくり等をする、ユニバーサルデザイン（※3）の考え方も普及ってきており、障害者が生活しやすい環境づくりも進みつつあります。しかし、障害者の抱える問題は、年齢や障害の種類、程度によってさまざまであり、きめ細かな取組みが求められています。国では、平成16年に「障害者基本法」を改正し、障害者に対して、障害を理由として差別することや権利利益を侵害してはならない旨の規定が明記されましたが、問題の解決には至っておりません。障害者と接する機会や交流が乏しいことからくる誤解や偏見のために、賃貸住宅への入居契約を拒まれたり、働く場と就労環境が十分に確保されていないなどの問題があります。

葛飾区においては、障害福祉サービスの制度が障害者自立支援法へと移行している中で、平成19年3月に「一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に發揮し、自立した生活を営み、地域社会をともに支えあう一員として、いきいきと輝ける

「ようになります」を基本理念とし、「自立生活支援」、「就労支援」、「地域で支えあうまちづくり」の3本柱を基本目標とする「葛飾区障害者施策推進計画」を策定しました。この計画に則して、様々な取組みに力を入れていきます。

【用語解説】

※1 (ノーマライゼーション／Normalization)

障害者などが、地域で普通の生活を営むことを当然とする、福祉の基本的な考え方。

※2 (バリアフリー／Barrier free)

障害者や高齢者が、社会生活を営むうえで、バリア（障壁）となるものを除去するという意味。また、障害者や高齢者の社会参加を困難にしている、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられる。

※3 (ユニバーサルデザイン／Universal Design)

すべての人のためのデザインという意味で、「バリアフリー」をさらに進め、あらかじめ、ある特定の人のためでなく、障害や年齢、国籍、性別などの違いをこえ、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていくこうという考え方。

③ 子ども

国は平成6年に、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」を批准しましたが、条約の理念についての社会的認知度は、依然として低いと言わざるを得ない状況にあります。また、平成12年には、「児童虐待防止法」が施行されましたが、平成16年には不十分であった部分が改正され、国民の通告義務の範囲が広がり、社会全体での子どもの人権を守るためにの対応が求められています。しかし、最近でも親などの大人からの虐待により、死亡する子どものニュースが後を絶ちません。さらには、いじめ、体罰、児童買春や児童ポルノなど、子どもたちの人権をおびやかす様々な問題は深刻な状況にあります。

葛飾区では、平成14年に「子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に関わる母子保健・教育・まちづくり等の施策を総合的に展開してきました。その後、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」制定を受けて、同法に基づく市町村行動計画として、平成17年に「葛飾区子育て支援行動計画」を策定しました。「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」ことを理念に、計画の着実な推進に努めています。

(4) その他の人権分野

① 外国人

国際都市東京の中の葛飾区には、平成19年4月1日現在、9,376世帯、12,780人の外国籍の人々が生活（外国人登録）しています。日本国憲法では、権利の性質上日本国民のみを対象とするものを除き、わが国に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。しかし、現実には言語、宗教、習慣等の違いやこれらへの無理解から、就労差別や住宅の入居・入店拒否などの不利益を受けるなど、生活する上での多様な問題が起きています。

これらの問題の解決のため、一人ひとりが外国人に対する偏見や誤解をなくし、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、その多様性を受け入れていくことが必要です。

日本人区民と外国人区民が直接交流できる場と機会を積極的につくるとともに、相互理解を深めるための交流事業や外国人への生活に関する情報提供等をしていきます。

② H I V感染、ハンセン病

さまざまな病気、特にH I V感染・エイズやハンセン病などの感染症では、その病気に対する正しい知識や理解がないままに、患者や感染者等が差別される問題が起きています。病気に対する正しい知識の普及や理解の促進と、患者や感染者等の人権が尊重され、安心して充実した毎日が過ごせるよう支援するための、様々な取組みが必要です。

③ さまざまな人権問題

現在の日本社会の中では、アイヌの人々、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、路上生活者（ホームレス）、性同一性障害者などの方々への差別や偏見、さらには、北朝鮮当局による拉致問題など、複雑な問題を背景にした、さまざまな人権課題があります。また、個人情報の流出や漏えい、インターネットの悪用によるプライバシーの侵害や名誉毀損など、社会の発展や価値観の変化に伴い、人権の問題は多様化・複雑化しており、日常生活のあらゆる場面において発生する新たな人権問題についての議論を深め、理解していく必要があります。

3 人権施策の充実に向けて

(1) 啓発事業の充実

葛飾区では、同和問題をはじめ、男女平等の推進、高齢者、障害者、子ども、外国人等に対する差別や偏見の問題等を啓発の主題として取り上げ、幅広く人権の視点から区民意識の高揚を図るように努めてきました。今後も、より多くの区

民に、人権について考える機会を提供し、誤った認識や偏見を解消して同和問題等を正しく理解していただくため、「講演と映画のつどい」、「男女平等推進センターまつり」、「フォーラム」等の啓発行事や人権関連のパネル展、「人権講座」等により、積極的に啓発活動を推進していきます。また、各人権課題についての正しい知識の普及や、より認識を深めることを目的として、さまざまな啓発行事や講演会等を開催します。

一方、近年では、社会の複雑化もあって、犯罪被害者、感染症患者、性同一性障害者など、多様な人権問題が新たな課題として顕在化してきています。これらの課題に対しても最新の情報や考え方を提供するよう努めます。

また、これらの情報の発信にあたっては、区広報紙や啓発紙・啓発冊子、区のホームページやかつしかFMなど、あらゆる媒体を積極的に活用し、より多くの区民に対しての、より有効な啓発方法を調査・研究していきます。

(2) 人権教育の推進

葛飾区教育委員会では、「教育目標」を達成するための「基本方針」の一番目に「『人権尊重の精神』の育成」を掲げて、「多様な人々が共に暮らす中、すべての大人、子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解することが求められる」ことを明示しています。この基本方針に基づき、区立の各小・中学校においては、人権教育推進のための「全体計画」を作成するとともに、すべての学校に「人権教育推進担当」を配置しています。今後、「年間指導計画」の作成に努め、人権尊重の教育の充実を図ります。

また、「同和問題をはじめ様々な人権課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進め差別意識の解消を図る」ことを具体的な施策の方向として、今後とも位置づけて人権教育の推進に取組んでいきます。

(3) 相談事業の実施

葛飾区では、区民相談をはじめ、同和問題、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に係る各種相談事業を実施し、区民が日常生活の中で直面するさまざまな問題について、相談内容に応じた適切な対応を図っています。また、人権や権利擁護に関する相談については、東京法務局や(財)東京都人権啓発センター、人権擁護委員、日本司法支援センター（法テラス）などの公的機関や、各弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの団体が窓口を設けています。

今後とも、これらの相談事業や人権擁護機関について、より一層の周知を図るなど、相談者が相談しやすい環境づくりに努めています。

IV 推進の方策

IV 推進の方策

1 葛飾区（行政）の役割

（1）人権尊重の環境づくり

区は、人権問題に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、人権に関する各種相談事業の充実や、個人情報の保護の徹底等の施策を推進するとともに、様々な人が個人として尊重され、その能力を最大限に發揮できる社会環境づくりを目指して、「ユニバーサルデザイン」の普及・促進に努めます。

また、区民の人権課題に対する主体的な取組みを支援するとともに、地域団体や企業が参画するための手法や取組みを工夫し、広く地域社会全体で人権を尊重する環境づくりに努めます。区政世論調査や各種啓発事業で行うアンケート調査など、様々な方法を活用して、区民の人権意識の把握に努めます。

（2）職員研修の充実

特定の部署だけではなく、区政の各分野におけるすべての職員が、人権尊重を基本としてそれぞれの業務を実施しなければなりません。そのため、職員一人ひとりが、人権問題を正しく理解するとともに、鋭敏な人権感覚を養えるように、職員研修を積極的に推進します。

（3）民間企業等の取組みへの支援

区内の民間福祉関係施設を対象に、人権研修会を実施します。また、区職員と同様に、直接区民と接する機会の多い、区施設の指定管理者や、区が事業を委託した事業者等においても、同様の研修が行われるように、支援・指導をしていきます。さらに、民生委員・児童委員協議会等の法人・団体等に対しては、人権に関する各種情報の提供や、人権研修会の講師として区職員を派遣するなど、積極的に協力をていきます。

なお、民間企業が実施する社内研修等の、社員の人権意識向上に向けた取組みに対しては、カリキュラムや研修内容への助言、講義・研修会の講師として区職員の派遣、専門講師の紹介、各種人権啓発冊子の提供等の支援を行います。また、こうした制度については、積極的なPRを行い、多くの企業に活用していただくよう努めます。

2 区民及び企業の役割

すべての区民は、地域や家庭等における日常生活の中で差別を決して許さない人権感覚を持ち、だれもが尊重される地域社会の実現に向けた行動が求められます。

また、地域社会の一員である企業は、人権の視点を持って、企業活動を総点検するとともに、雇用機会等の均等化を図り、偏見による就職差別を根絶するなどの責務があります。これから企業には、法令等を遵守する(コンプライアンス(※1))ことはもちろん、人権を尊重し、透明性を高めることによってそうした取組みが企業の外部にもわかるようにする(CSR(※2))ことが求められています。

【用語解説】

※1 (コンプライアンス／Compliance)

(要求・命令などに)従うこと、応じることを意味する英語。「法令遵守」を意味する用語として、特に企業活動において、法律や規則、社会規範などに違反することなく、それらをきちんと守ることをいう。なお、狭義の意味においては、法律や規則、ルールに明示されている、規定されていることへ対応することを指す。一方広義の意味においては、企業倫理として、明示されていない、規定されていないことにも積極的、自主的、誠実に対応することが含まれる。

※2 (CSR／Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」のことで、持続可能な社会を目指すためには、行政、民間、非営利団体のみならず、企業も経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考え方のもとに成立した概念。

3 国・都等との連携

東京法務局や葛飾地区人権擁護委員会、差別解消のために運動をしている団体等と連携して人権啓発活動を行い、それぞれの特性を活かした取組みや、活動内容の充実に積極的に協力していきます。

また、人権問題は、区の範囲を超えて広域的な対応が求められる場合があるため、必要に応じ、近隣区や東京都、国と連携して対応を図っていきます。

4 推進体制の整備

総合的な見地から整合性のある施策を推進するため、区長を本部長とし、各部長からなる人権施策の推進本部体制（葛飾区人権施策推進本部）を確立しています。また、平成19年度から、総務部人権推進課内の組織を改正し、「人権施策の推進及びその総合調整に関すること」を分掌事務に加え、人権施策に関する総合調整機能を強化しました。

資料編

人権関連年表	25
日本国憲法（一部抜粋）	27
世界人権宣言（一部抜粋）	29
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	32
葛飾区世論調査概要（経年比較）	34
葛飾区政策・施策マーケティング調査概要（経年比較）	35
葛飾区人権施策推進指針策定経過	36
葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員名簿	36
葛飾区人権施策推進のあり方懇談会設置要綱	37
葛飾区人権施策推進本部設置要綱	38

人権関連年表

昭和 22 (1947) 年	日本国憲法施行	
昭和 23 (1948) 年	国連総会で世界人権宣言採択	
昭和 40 (1965) 年	同和対策審議会答申	
昭和 44 (1969) 年	同和対策事業特別措置法施行	
昭和 54 (1979) 年	国際人権規約批准	
昭和 56 (1981) 年	難民の地位に関する条約批准	
昭和 60 (1985) 年	女子差別撤廃条約批准	
昭和 61 (1986) 年	男女雇用機会均等法施行	平成 18 年改正
昭和 62 (1987) 年	地対財特法施行	平成 13 年度末終了
	精神衛生法を精神保健法に改正	
平成 5 (1993) 年	障害者基本法施行	平成 16 年改正
平成 6 (1994) 年	人権教育のための国連 10 年を決議	
	子どもの権利条約批准	
	ハートビル法施行	
平成 7 (1995) 年	人種差別撤廃条約批准	
	高齢社会対策基本法施行	
平成 8 (1996) 年	らい予防法廃止	
平成 9 (1997) 年	「人権教育のための国連 10 年」に関する 国内行動計画策定	
	人権擁護施策推進法施行	
	アイヌ文化振興法施行	
	障害者雇用促進法一部改正	
平成 11 (1999) 年	男女共同参画社会基本法施行	
	児童買春・児童ポルノ禁止法施行	平成 16 年改正
	拷問等禁止条約締結	
平成 12 (2000) 年	児童虐待防止法施行	平成 19 年改正
	ストーカー行為等規正法施行	
	犯罪被害者保護法施行	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する 法律施行	
	介護保険法施行	平成 17 年改正
	交通バリアフリー法施行	
平成 13 (2001) 年	配偶者暴力防止法施行	平成 19 年改正
	高齢者居住安定確保法施行	
平成 14 (2002) 年	ホームレス自立支援法施行	
	身体障害者補助犬法施行	

平成 15 (2003) 年	個人情報の保護に関する法律施行	
	出会い系サイト被害防止法施行	
	次世代育成支援対策推進法施行	
	少子化社会対策基本法公布	
平成 16 (2004) 年	性同一性障害者性別特例法施行	
	プロバイダー責任制限法施行	
	高年齢者雇用安定法改正	
	人権教育のための世界計画決議	
平成 17 (2005) 年	犯罪被害者等基本法施行	
	発達障害者支援法施行	
	児童福祉法改正	
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律改正	
	人身取引議定書の締結	
	「人権教育のための世界計画」行動計画 (第一段階) を決議	
平成 18 (2006) 年	国連人権理事会設置	
	高齢者虐待防止法施行	
	障害者自立支援法施行	
	探偵業の業務の適正化に関する法律成立	
	自殺対策基本法成立	
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行	平成 19 年改正
	バリアフリー新法施行	
平成 19 (2007) 年	パートタイム労働法改正	
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律成立	

※法律名は略称を使用しています。

日本国憲法（一部抜粋）
(昭和二十一年十一月三日憲法)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言(一部抜粋)

(昭和23年12月 第3回国連総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

1. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第十五条

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1. 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第百四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

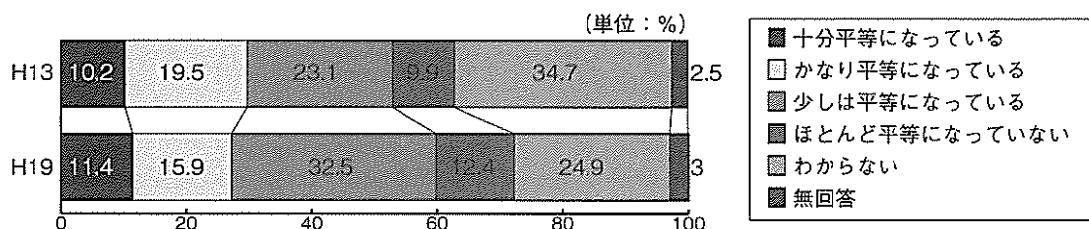
葛飾区世論調査概要（経年比較）

第10回（平成13年度）、第12回（平成19年度）の調査結果の比較

1 男女平等社会

あなたは、日々の暮らしの中で、男女平等社会はどの程度進んでいると思いますか。

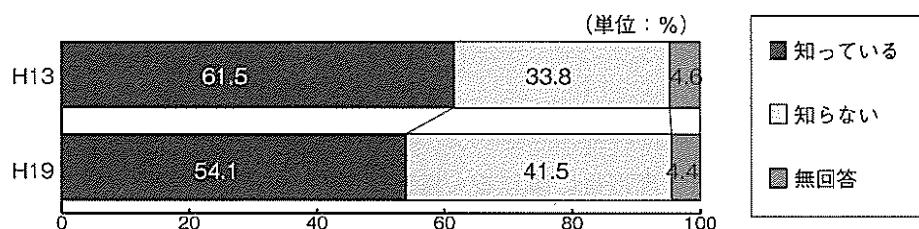
- ①十分平等になっている ②かなり平等になっている ③少しある程度平等になっている
④ほとんど平等になっていない ⑤わからない



2 同和問題の認知度

あなたは、日本の社会に同和問題（部落問題）といわれる人権侵害の問題（部落差別）があることを知っていますか。

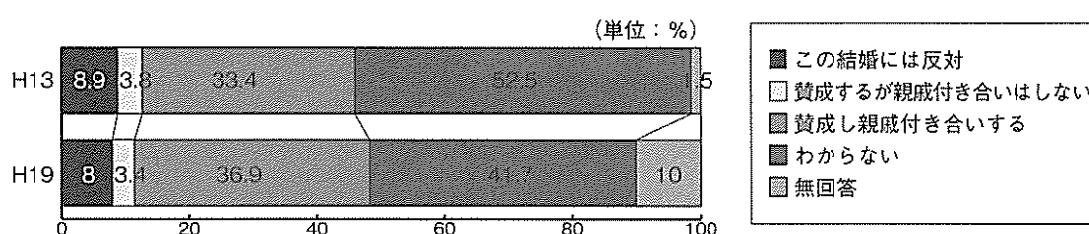
- ①知っている ②知らない



3 同和問題における結婚についての意識

（前問で知っているを選んだ方に）もしも、あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「同和地区」出身者の場合、あなたはどうすると思いますか。

- ①二人の結婚には反対する
②二人の結婚に賛成するが、相手の家族（両親や兄弟・姉妹）とはあまり親戚付き合いをしない
③二人の結婚に賛成し、相手の家族とも親戚付き合いをする
④わからない

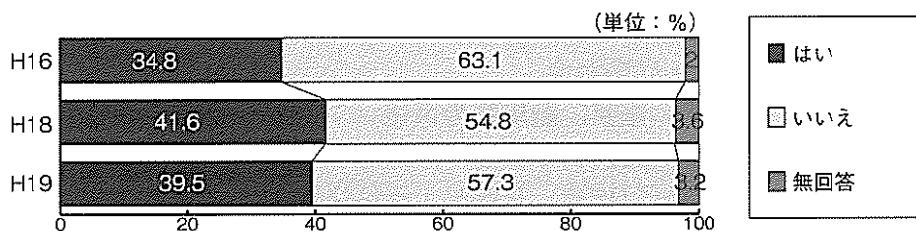


葛飾区政策・施策マーケティング調査概要（経年比較）

1 日常生活の中で、差別があると感じることがありますか。

①はい

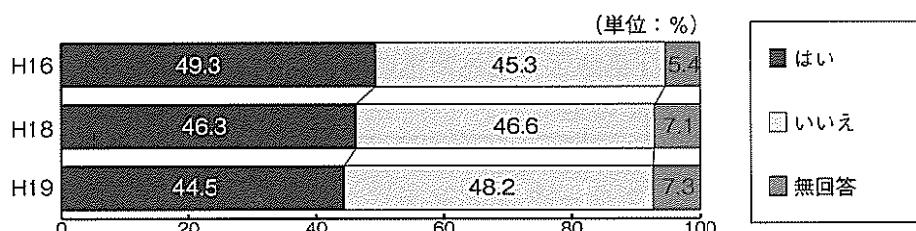
②いいえ



2 男女の共同参画が進んでいると思いますか。

①はい

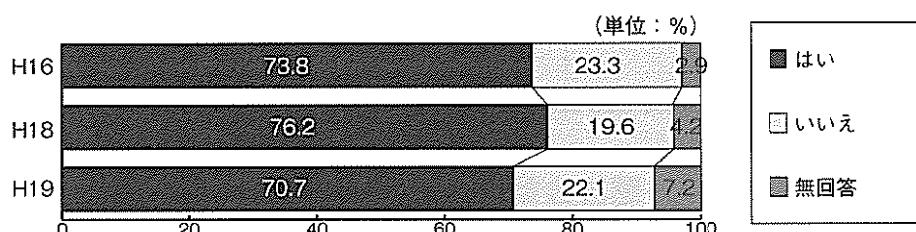
②いいえ



3 非核・平和について関心がありますか。

①はい

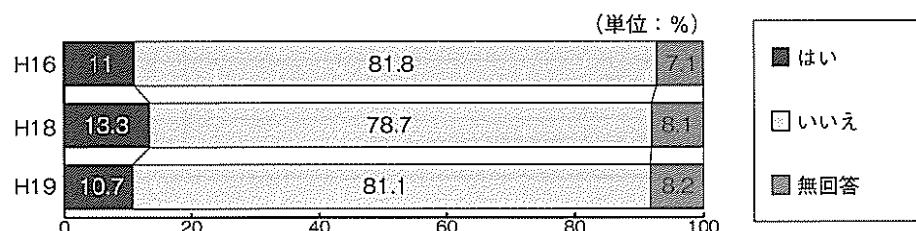
②いいえ



4 葛飾区内でユニバーサルデザインが取り入れられていると思いますか。

①はい

②いいえ



葛飾区人権施策推進指針策定経過

(1) 葛飾区人権施策推進のあり方懇談会

日 時	内 容
平成 19 年 7 月 27 日	葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員会 第1回懇談会 (1) 座長、副座長の選任 (2) 検討スケジュールについて (3) 「(仮称) 葛飾区人権施策推進指針」(素案) について (4) その他
平成 19 年 9 月 12 日	第2回懇談会 (1) 「(仮称) 葛飾区人権施策推進指針」(素案) について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
平成 20 年 2 月 6 日	第3回懇談会開催 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 「葛飾区人権施策推進指針」(案) について (3) その他

(2) 区民意見提出手続制度(パブリックコメント)

実 施 期 間	閲 覧 場 所
平成 19 年 12 月 20 日～ 平成 20 年 1 月 22 日	区役所区政情報コーナー、男女平等推進センター、6 区民事務所、4 区民サービスコーナー、19 地区センター、7 図書館、3 地区図書館、4 社会教育館、葛飾区ホームページ、FAX 情報かつしか

葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員名簿

委員氏名	職業・役職等	備 考
西 村 孝一	弁護士／人権擁護委員	座 長
大 谷 隆 興	葛飾区民生委員児童委員協議会会長	
野 田 美 穂 子	弁護士	
柏 崎 裕 紀	葛飾区政策経営部長	
高 橋 計 次 郎	葛飾区総務部長	副座長
小 川 幸 男	葛飾区教育委員会事務局教育次長	

葛飾区人権施策推進のあり方懇談会設置要綱

19葛総人第 97号

平成19年6月12日

区長決裁

(設置)

第1 すべての区民の人権が尊重される地域社会の実現を目指し、葛飾区の人権施策の基本的な考え方及び施策の方向性を明らかにするための、「(仮称)葛飾区人権施策推進指針」を策定するにあたり、専門的な見地から助言を得ることを目的とし、葛飾区人権施策推進のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 葛飾区の人権施策の基本的な考え方及び施策の方向性に関すること。
- (2) その他すべての区民の人権が尊重される地域社会実現のための施策に関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3 懇談会は、区長が委嘱又は任命する、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 区長が必要と認める者 3人以内

(委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱又は任命の日から、所掌事項についての検討が終了し、検討結果を区長に提言する日までの間とする。

(座長及び副座長)

第5 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により定める。
- 3 座長は懇談会の会議を主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇談会の招集等)

第6 懇談会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させることができる。

(事務局)

第7 懇談会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

葛飾区人権施策推進本部設置要綱

昭和48年2月22日
区長決裁

(設置)

第1条 葛飾区の人権施策の企画、立案及び事業執行の調整並びに情報連絡の積極的推進を図るため、葛飾区人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部会議の組織)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表の職にある者をもって充てる。

(本部会議の審議事項等)

第4条 本部会議は、次の事項について審議を行うほか、必要により関係者から説明又は報告を受けるものとする。

- (1) 基本計画及び重要事業計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 予算見積りに関すること。
- (3) 各部及び教育委員会（以下「各部」という。）の所管に係る重要事業の執行の調整に関すること。
- (4) 前各号のほか本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部長の職務)

第5条 本部長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部を総括し、及び代表すること。
- (2) 本部会議を招集し、及び主宰すること。

(副本部長の職務)

第6条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が必要と認めるときは、その職務を代行する。

(幹事会の組織)

第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、総務部長をもって充て、幹事会を主宰する。
- 3 幹事は、次の職にある者をもって充てる。
広報課長、企画課長、財政課長、総務課長、教育委員会事務局庶務課長、
教育委員会事務局生涯学習課長
- 4 幹事会は、必要があると認められるときは事案に關係のある課長を出席させる
ことができる。

(幹事会の審議事項等)

第8条 幹事会は、本部会議の命を受け、本部会議に付議する事案の準備又は本部会議の決定した事案の執行に伴う必要な事項のうち、次の各号に掲げるものについて審議し、及び情報を交換する。

- (1) 基本計画及び重要事業計画に関すること。
- (2) 各部等の所管に係る事業の執行の調整に関すること。
- (3) 前各号のほか、本部会議が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第9条 本部の事務は、総務部人権推進課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和48年2月22日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和54年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和57年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年11月30日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年10月10日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年5月18日から適用する。

別 表(第3条関係)

職名		
収入役	教育長	政策経営部長
総務部長	地域振興部長	産業経済担当部長
環境部長	福祉部長	保健所長
子育て支援部長	都市整備部長	都市施設担当部長
教育次長	教育振興担当部長	区議会事務局長

葛飾区人権施策推進指針

平成 20 年 3 月

発行：葛飾区総務部人権推進課



葛飾区